

案

「県中地域復興・魅力発信事業」業務委託仕様書

1 業務名

「県中地域復興・魅力発信事業」業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

3 業務目的

県中地域（郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町及び小野町）の復興の状況、観光、食、特産品等の情報を首都圏において発信し、県中地域の理解促進、認知度向上、交流人口の拡大等を図ることを目的とする。

また、首都圏の大型商業施設において、復興の状況の発信、特産品の販売、観光PR、体験型コンテンツ等を実施することにより、県中地域への来訪意欲を高め、誘客促進、関係人口等の創出につなげる。

4 首都圏向け情報発信業務

受託者は、ふくしまアフターDC期間に向けて、県中地域の復興の状況、観光、食、特産品等の情報を首都圏において発信し、県中地域の理解促進、認知度向上、交流人口の拡大等を図ること。

情報発信に当たっては、福島県県中地方振興局、市町村等が提供する既存の写真、動画その他の広報素材を活用することを基本とし、必要に応じて編集・加工を行うこと。

（1）デジタルプロモーション

SNS広告、Web広告、動画広告その他効果的な媒体を活用し、県中地域の復興の状況、観光、食、特産品等の情報を発信すること。

（2）デジタルサイネージ等による情報発信

首都圏の鉄道の駅、商業施設その他集客が見込まれる施設等において、県中地域の復興の状況、観光、食、特産品等の情報を発信すること。

（3）効果測定及び分析

案

広告配信実績、表示回数、クリック数、動画視聴数その他の指標を定期的に分析し、効果検証を行った上で、必要な改善策を実施すること。

本業務における情報発信手法（回数、期間、場所等）、活用媒体、コンテンツ構成及び効果測定方法については、本業務の目的及び予算を踏まえ、受託者の企画提案によるものとする。なお、提案に当たっては、県中地域の認知度向上及び誘客促進に資する最も効果的な手法を提案すること。

5 アリオ川口におけるイベント業務

アリオ川口において実施する県中地域魅力発信イベントに係る企画、関係機関との調整、広報、会場設営、運営及び実施報告までの一切の業務を委託する。

（１）開催概要

ア 開催場所（※福島県県中地方振興局が確保済み）

アリオ川口（埼玉県川口市並木元町１－７９）

１階センターコート

イ 開催日

令和９年２月６日（土）及び７日（日）

ウ 内容

県中地域の復興の状況の発信、特産品の販売、観光ＰＲ、体験型コンテンツ等を総合的に実施するイベントとする。

（２）イベントの企画・運営等

受託者はイベント全体の企画、関係機関との調整、広報、会場設営及び運営を行うこと。なお、出展団体の申し込みや出展内容の確認など、出展団体との連絡調整は福島県県中地方振興局が行うことを基本とするが、詳細は、同局と調整の上で決定する。

主な内容は、以下のとおりとする。

ア 観光ＰＲブースの設置

県中地域の観光資源、季節の観光情報、周遊ルート等の紹介を行うこと。なお、来場者への説明及び観光案内は福島県県中地方振興局職員が実施し、受託者はブース設営、展示物の設置及び運営補助を行うこと。

（※１ブース）

イ 市町村等による出展ブースの設置

県中管内の市町村等を単位として、特産品や加工品等の販売や観光情

案

報などを発信するブースを設置すること（※ブース数は15個程度を想定。なお、ブースを形作るテーブルの大きさは今後調整する）。また、展示物や販売品の設置、来場者への説明、特産品の販売等は市町村等職員が実施し、受託者はブース設営及び運営補助を行うこと。

ウ 体験コンテンツ

来場者の参加意欲を高める体験型企画を実施すること（※3ブース程度）。

エ ステージイベントの実施

集客及びイベント会場内の周遊促進につながるステージイベントを企画・実施すること。また、企画に当たっては、県中地域の魅力発信及び来場者との交流促進につながる内容とし、以下のような企画例を参考に提案すること。

- ・ 地元高校生等による演奏、ダンスその他のステージイベント
- ・ 須賀川市とゆかりのあるウルトラマンコンテンツを活用したステージイベント又はPR企画
- ・ 演奏家等による音楽ステージ
- ・ 市町村PRステージ
- ・ 来場者参加型イベント
- ・ その他、県中地域の認知度向上及び集客につながる企画

なお、出演者の選定、関係者との調整、謝金及び旅費、その他ステージイベントに必要な経費については受託者が負担し、対応すること。

オ その他

委託目的の達成に資する魅力的な企画を提案し実施すること。

なお、イベント会場への来場者に対し、アンケートを実施すること（※アンケート対象者数やアンケートの内容は、福島県県中地方振興局と受託者が協議の上で決定する）。

（３）復興や観光等の情報発信

受託者は来場者に対し、県中地域への理解促進を図るため、以下の情報を効果的に発信すること。

ア 復興の情報

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興の歩みや現在の状況等について紹介すること。

イ 観光等の情報

県中地域の観光地、温泉、体験施設、自然、文化、食等の魅力を紹介すること。

案

ウ 発信手法

福島県県中地方振興局、市町村等が提供する既存の写真、動画、パンフレットデータその他の広報素材を活用し、店舗内において、デジタルサイネージ、モニター、映像コンテンツ、パネル展示、その他効果的な手法を活用し、イベントの事前告知から終了まで行うこと。

なお、情報発信に必要な素材については、必要に応じて編集・加工することができる。

(4) 会場設営及び撤去

受託者はイベント実施に必要な会場設営及び撤去を行うこと。

ア 会場レイアウトの作成

イ テント、机、椅子等の備品の手配

ウ 看板及び装飾物の設置

エ 音響設備及び映像設備の設置

オ 電源設備及び配線工事

カ 会場設営及び撤去作業

キ 安全管理及び動線管理

(5) 物産販売運営

受託者は、必要に応じて物産販売の補助を行うこととし、特産品等の販売に伴う決済や売上金の管理は、出展団体ごとに行う。

(6) 集客及び周遊促進企画

来場者の確保及びイベント会場内の周遊を促進するため、効果的な企画を実施すること。

企画例は、以下のとおりとする。

- ・ スタンプラリー
- ・ 抽選会
- ・ ノベルティ配布
- ・ SNSフォローキャンペーン
- ・ 体験コンテンツ

なお、実施内容については、受託者が企画提案を行うこと。

(7) アリオ川口や市町村等との各種調整

受託者は、アリオ川口や市町村等との各種調整を行うこと。

ア アリオ川口との連絡調整

案

イベント実施に伴う事前調整、必要資料の取りまとめ、搬入出調整等を行うこと。

イ 市町村等職員への旅費の支払い

イベントに参加する市町村職員に対し、イベント終了後に旅費の支払いを行うこと。

なお、旅費額は福島県庁の旅費規程に準じて算定するものとし、一市町村当たり4名を上限とする。

また、旅費の支払い方法は、福島県県中地方振興局と調整の上で決定する。

(8) 広報業務

受託者は、イベントの幅広い周知と集客を図るため、下記の例を参考にして、イベント会場の内外において、積極的に広報を実施すること。

ア チラシ制作・配布

イ ポスター制作・掲示

ウ SNS等による発信

エ web広告等、その他効果的な広報手法

広報内容については、ターゲット層及び媒体の特性を踏まえ、効果的な手法を提案すること。

なお、制作物は福島県県中地方振興局の確認を受けた上で使用すること。

(9) 安全管理

受託者は、以下の取組により、来場者及びイベント参加者の安全確保に努めること。

ア イベント保険への加入

イ 緊急時対応体制の整備

ウ 事故発生時の対応及び報告

エ 災害時の避難誘導體制の整備

6 提出書類

(1) 契約締結後速やかに提出するもの

- ・ 着手届
- ・ 業務実施体制表
- ・ 業務工程表
- ・ 実施計画書

案

- ・ その他県が必要と認める書類
- (2) 業務完了後に提出するもの
 - ・ 完了届
 - ・ 実績報告書
 - ・ 成果品
 - ・ その他県が必要と認める書類

7 成果品

受託者は以下の成果品を提出すること。なお、成果品は電子データにより提出すること。

(1) 実績報告書

以下の内容を含むこと。

- ・ 実施概要
- ・ 実施内容
- ・ 来場者数
- ・ 売上実績
- ・ アンケート結果
- ・ SNS等広報実績
- ・ 効果検証
- ・ 今後の改善提案

(2) 実施記録写真

(3) アンケート集計データ

(4) 制作物データ

(5) その他福島県県中地方振興局が必要と認める資料

8 成果品の帰属

本業務により作成された成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権は、成果物の引渡しをもって福島県県中地方振興局に帰属するものとする。

受託者は、成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

受託者は、成果物の作成に当たり使用する写真、映像、イラストその他の素材について、必要な権利処理を行うものとし、第三者との間で権利に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決するものとする。

9 個人情報の保護

受託者は、本業務により知り得た個人情報について適切に管理し、本業務

案

以外の目的に使用してはならない。

10 その他

- (1) 受託者は業務責任者を配置し、福島県県中地方振興局との連絡調整を密に行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たっては福島県県中地方振興局と十分協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、福島県県中地方振興局と受託者が協議の上で定めるものとする。
- (4) 明示のない事項であっても、本業務遂行上当然必要と認められる事項については、本業務に含まれるものとする。
- (5) 受託者は、受託業務に関する事項について、福島県から報告を求められた場合には速やかに応じること。また、改善が必要な事項については、直ちにこれに応じ、その結果を報告すること。